

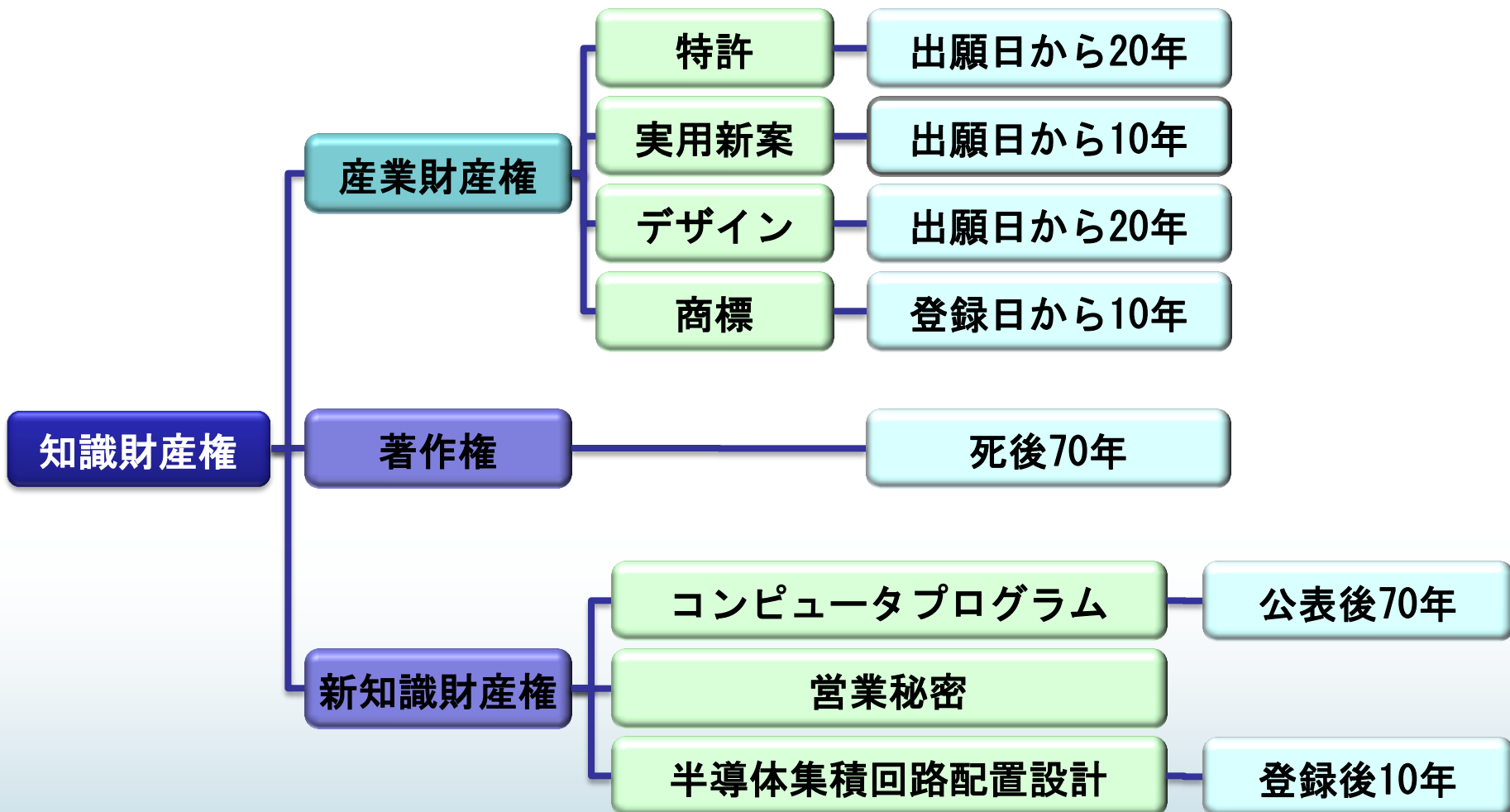
韓国における企業内の知財管理について

YOU ME 特許法人
弁理士 李 元 日

—目次—

- I. 韓国特許制度の概要
- II. 韓国における知財管理
- III. 営業秘密の保護及び管理

I. 韓国特許制度の概要



特許

エンジン制御システム
ABSブレーキシステム
知能型懸架システム
変速機システム

実用新案

バックミラー
カップホルダー
自動車ドア
椅子の高低調整



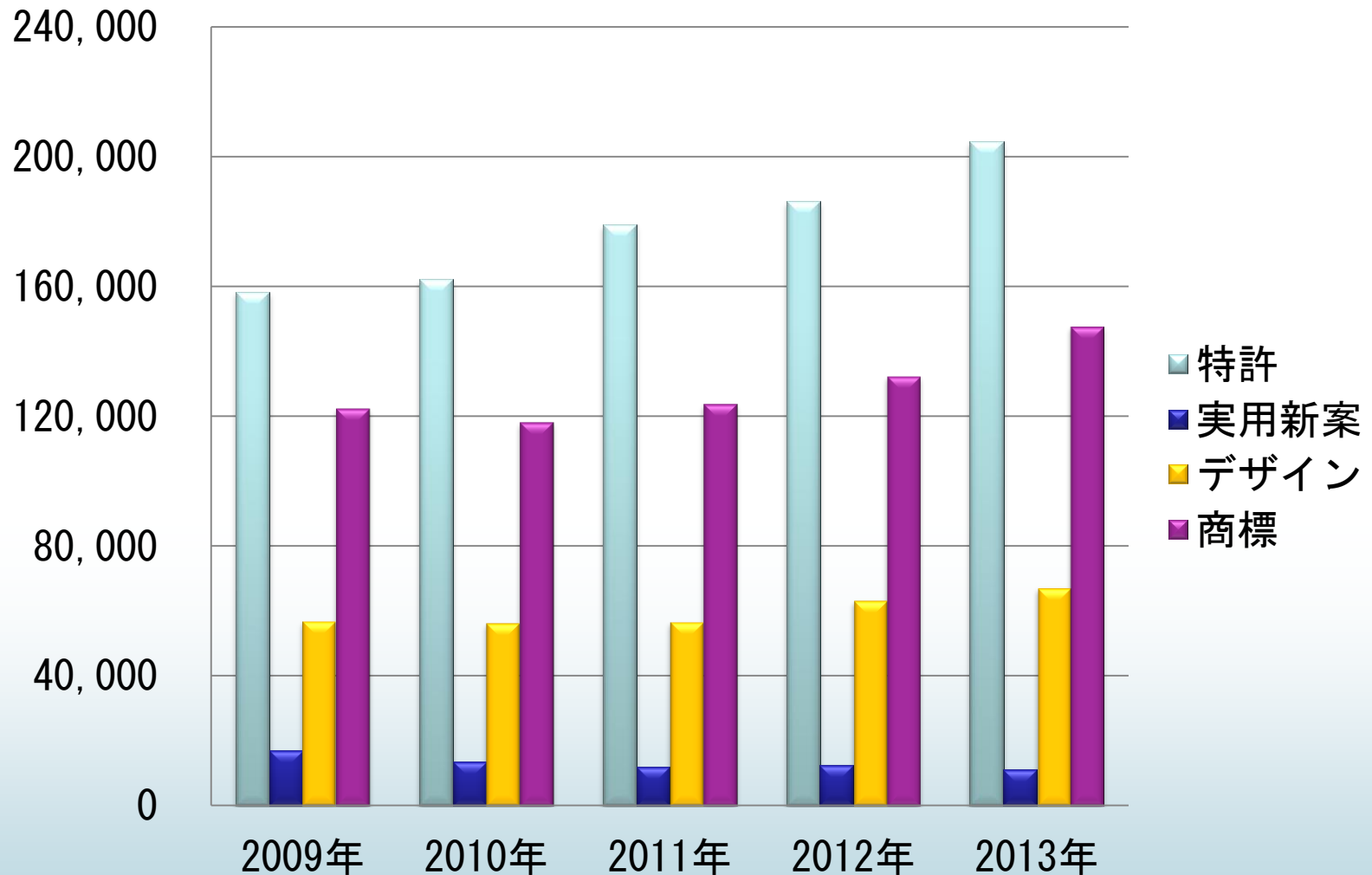
デザイン

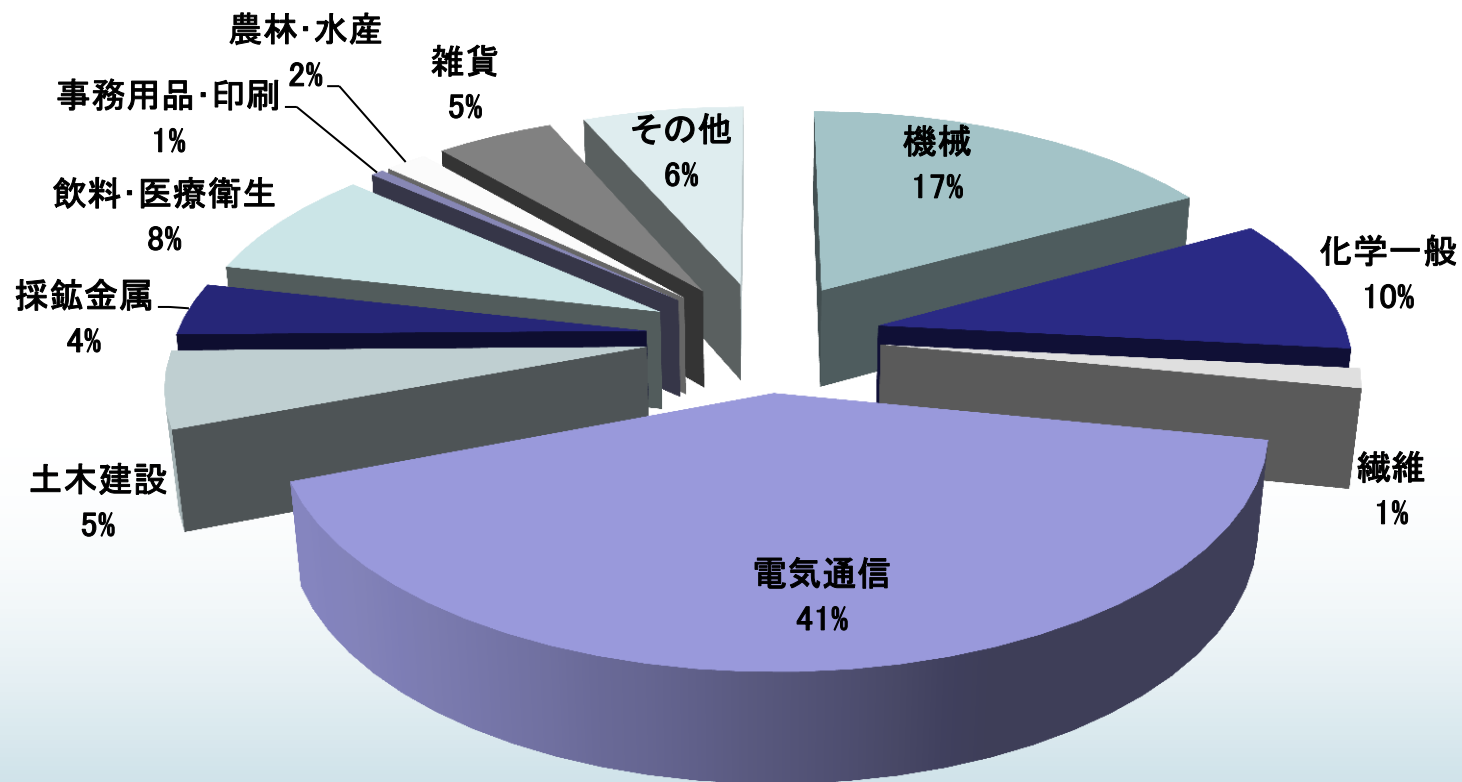
車体形状
椅子形状
前方ランプ形状
リアスポイラー形状

商標

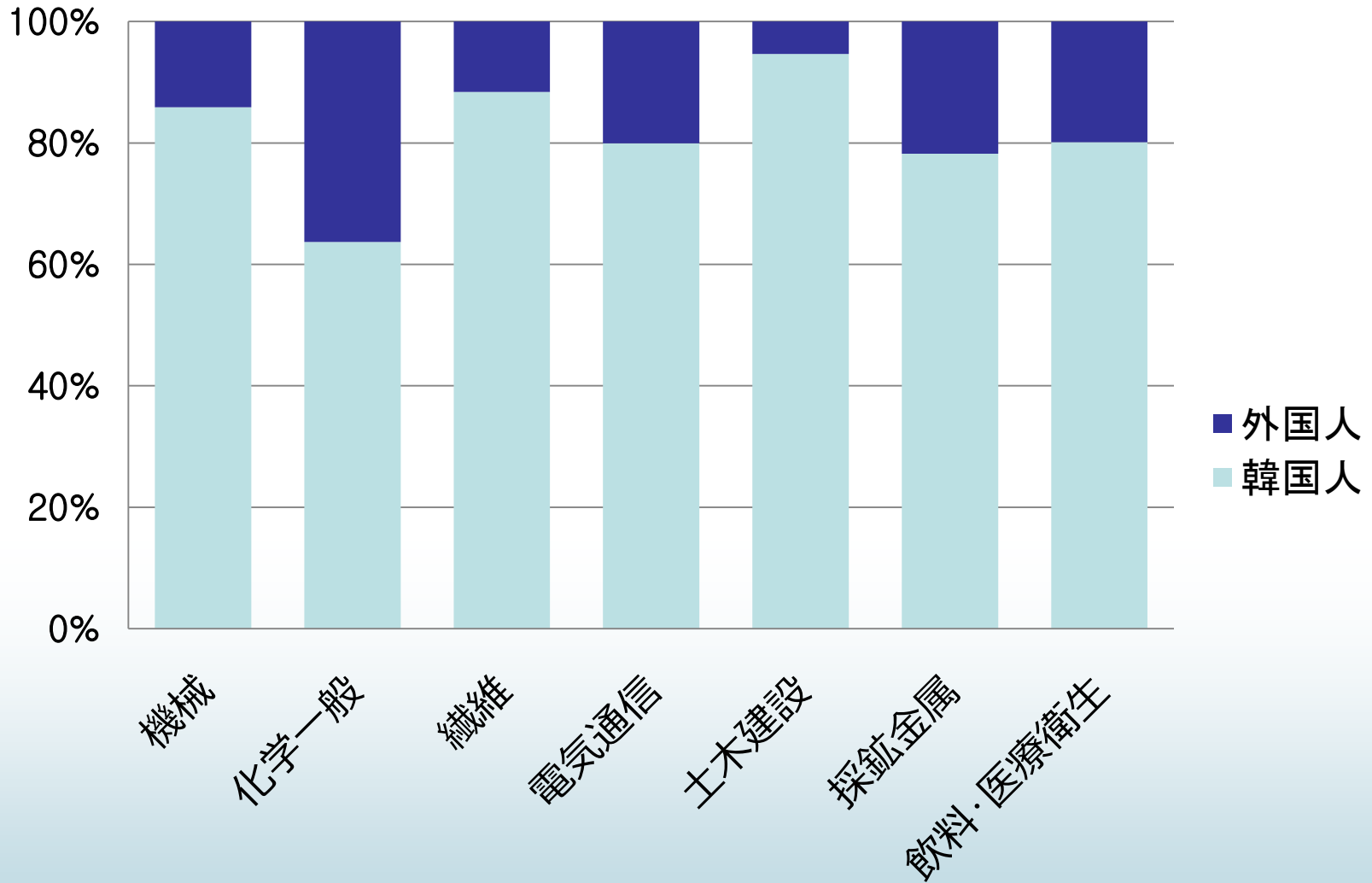
自動車の名称
ジェネシス、グレン
ジャー
製作会社の名称
現代、トヨタ、BMW

最近5年間の出願件数

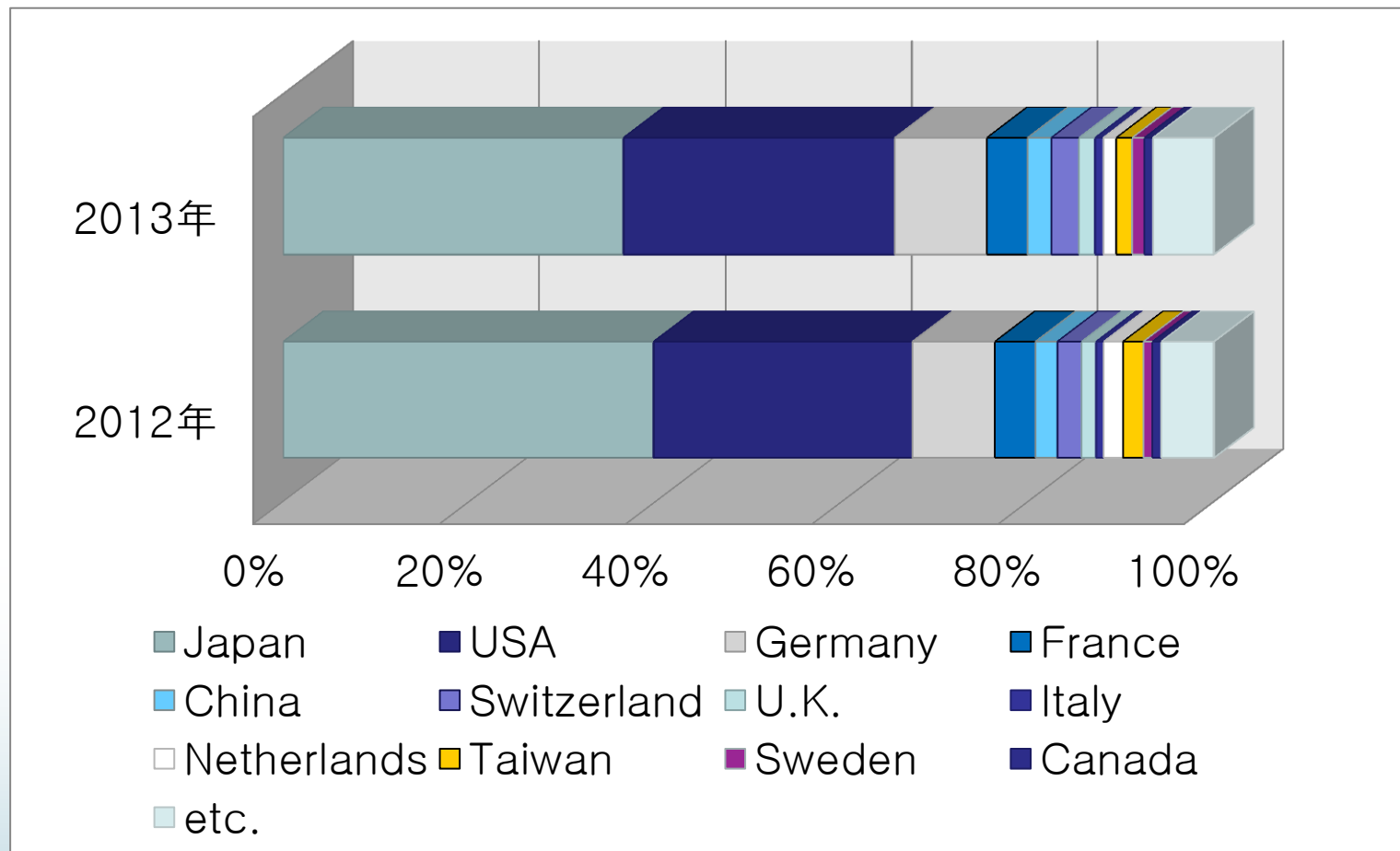




2013年度の産業分野別の内外国人出願比率



上位外国出願人の国籍分布 (特許)



日韓特許制度の違い(1)

| | 韓国 | 日本 |
|------------|-------------------------------------|---|
| 実用新案制度 | 先審査後登録制度(特許と同一) | 先登録制度(形式的要件のみ審査) |
| 新規性喪失の例外規定 | 新規性喪失日から1年以内に出願可能 | 新規性喪失日から6ヶ月以内に出願可能 |
| 審査請求期間 | 出願日から5年 | 出願日から3年 |
| 補正範囲 | 新規事項の追加禁止 | 新規事項の追加禁止 シフト補正禁止(韓国にはない) |
| 分割出願時期 | 補正可能期間+拒絶決定謄本の受領日から30日以内 | 補正可能期間+最初の拒絶査定謄本の送達日から3ヶ月+特許査定謄本の送達日から30日以内(韓国にはない) |
| 拒絶決定後の対応方案 | 再審査の請求(請求項の補正) or 拒絶決定不服審判の請求(補正不可) | 拒絶査定不服審判請求(前置審査) |

日韓特許制度の違い(2)

| | 韓国 | 日本 |
|--------------|--|---------------------------------------|
| 意見書提出期限 | 2ヶ月（4ヶ月延長+追加延長可能） | 60日－海外居住者3ヶ月（3ヶ月延長可能） |
| 査定不服審判 | 30日以内（2ヶ月延長可能） 補正：審判請求日から30日以内（2009. 7. 1. 以前出願に限る） | 3ヶ月以内 補正：審判請求と同時 |
| 無効審判の請求人適格 | 利害関係人のみ可能（但し、登録公告日から3ヶ月以内は何人も可能） | 何人も可能 |
| 優先審査 早期審査 | 専門機関による先行技術調査時、ほぼ全ての出願が該当する。 | 一部要件を満たす場合にのみ認められる。 |
| 均等解釈 | 本質的部分か否かに対しては判断しない。 | 一部置換された部分が特定発明の本質的部分でないこと。 |
| 損害賠償請求の消滅時効 | 侵害を知った日から3年 侵害日から10年 | 侵害及び加害者を知った日から3年 侵害行為から20年（民法729条） |

日韓訴訟制度の比較整理

| | | 韓国 | 日本 |
|------------------|----|-------|-------------|
| 管轄法院 (特許侵害訴訟) | 1審 | 各地方法院 | 東京と大阪の地方裁判所 |
| | 2審 | 各高等法院 | 知的財産高等裁判所 |
| | 3審 | 大法院 | 最高裁判所 |
| 審決取消訴訟(2審) | | 特許法院 | 知的財産高等裁判所 |
| 権利範囲確認審判の存在 | | ○ | X (判定制度) |
| 管轄集中有無 | | X | ○ |

Ⅱ. 韓国における知財管理

● 知的財産の経営資源化および価値創出

- 知的財産が創出されたときには、それを強力な知財ポートフォリオとして構築し、経営資源として戦略的に活用し、価値を創出する活動を展開していかなければならない。
- 韓国に進出している多くの日系企業の場合、研究開発部門が韓国内に置かれていないことが多いため、これらの観点での知財経営は、通常、韓国の現地法人で行う必要性は無いであろう。しかし、現地法人においてR&Dをおこなっている形態で進出している企業は、現地法人でこれらの知財経営を行う必要がある。

● 知財紛争のリスク・マネジメント

- 韓国企業の急速な技術力向上に伴い、特許権侵害などによる知財紛争のリスクが増大しつつある。そのため、韓国内における知財紛争に適切に対応し、企業活動のリスクを最小化して企業活動を活性化することが知財経営のもう一つの重要な課題である。
- 知財紛争のリスク・マネジメントを行うには、高度の専門知識が必要であるため、現地法人で行うには現実的には困難である場合が多く、多くの場合は、日本本社が対応している事項であると思われる。しかし、現地法人における知財経営を行うに当たって、知財紛争のリスク・マネジメントは、意識しておく必要がある。

● その他一般管理

● 情報漏えいの防止、営業秘密管理

- 販売を行おうとする製品の素材の情報、工場での生産プロセスにおけるノウハウといった情報は、営業販売担当者や工場勤務の職員によって、あまり意識されることなく漏えいがあることがある。あるいは、直接的にヘッドハンティングによる人材流出により、競合相手企業に漏えいする可能性もある。
- これらの情報漏えいは、現地法人において発生するものであるから、これを防止すべく管理体制を構築することは、現地法人における知財経営の重要なポイントの一つである。

● 現地情報や知財権侵害品の情報の収集・連絡

- 韓国において模倣品などの発見は、市中での発見や、現地顧客、韓国政府機関からの連絡によることが多い。すなわち、知財権侵害品の情報は、まず現地の職員にもたらされることが主となる。
- 少なくとも、知的財産の担当者を決め、現地で得た情報や、韓国税関、警察等政府機関との間の窓口とすると共に、日本本社の知財部に対する連絡体制を確立することが何より重要である。

● 消極的進出形態

● 韓国の販売代理店を通して販売する方法

- 韓国進出初期には韓国の事情を熟知している韓国現地の企業と販売代理店契約を締結し、これを販売代理店として製品を販売するが多い。

● 連絡事務所を通して販売する方法

- 韓国で初めから現地市場を開拓しようとする場合、連絡事務所を設置し、市場調査、本社との連絡などの業務を行うことができる。ただし、連絡事務所を通じて韓国で顧客に製品を販売する場合にも、日本の企業が製品の販売者となるものであって、連絡事務所が販売の当事者とならない。

● 直接販売方式の進出形態

● 支店を通して販売する方法

- 韓国の支店は、日本の本社と同じ法人格の組織体であり、日本本社は韓国支店の行為に対して法的責任を負うこととなる

● OEM形態により製造、販売する方法

- 日本企業(自社)が直接製品を生産せず、韓国の企業(他社)に商品の製造を委託してその製品を自社のブランドで販売するOEM(original equipment manufacturing)方式を採択する進出形態がある

● 積極的進出形態

● 現地法人を設けて製造販売する方法

- 韓国での売上げがある程度予想される場合に設立される場合が多い。例えば、韓国企業が顧客である場合、顧客が韓国に既に進出している場合などのように、韓国内で一定規模の販売が見込まれるような場合、現地法人を設け、そこで製品を製造し販売する場合が多い。

● 直接R&Dにより研究、製造、販売をする方法

- 韓国での製品生産のみに限定せず、新製品及び関連技術開発を開発する直接研究開発(R&D)を行って製造及び販売する形態が最近になって増加している。

● 韓国パートナーと合弁会社(ジョイントベンチャー)を設立して製品を販売する方法

- 日本企業の技術や資金と、韓国パートナーの現地市場に関する知識や人的資源を結合させ、強いパートナーシップで事業を導いていく形態である。このようなジョイント・ベンチャーは、合弁に参加する企業が所有権と企業の経営を分担し、資本・技術など双方が所有している長所を利用することができ、また経営上のリスクを分担するという点がある。

● 韓国企業との販売代理店契約形態

● この形態における主な知財問題の整理

- 日本企業が韓国販売代理店を通じて製品を販売する場合、当該韓国販売代理店は、自社の製品を販売しているわけではないので、知財マインドを期待することは危険であり、日本企業の製品に対する知財保護にあまり配慮を払わない可能性がある。
- そのため、1) 日本企業の製品に付された商標を勝手にコピーして用いる、2) 韓国の他企業と勝手に組み、日本企業の製品をコピーして販売する、3) 日本企業の製品に対するノウハウ等営業秘密を勝手に漏らす、4) 契約が終了した後においても勝手に製品を製造し販売を続けるなどの問題が生じ得る。

● この形態で行うべき知財経営の在り方、確立すべき体制

- 知財管理は基本的に日本本社において行うこととし、韓国販売代理店に対しては、製品の販売に必要な通常実施権の許諾を行うと共に、日本本社との知的財産に関する一般的な連絡担当を置くにとどめ、日本企業の製品に対する必要な知的財産を守るらせるよう、まずは必要な契約を行うべきである。
- 日本企業においては、契約を行ったとしても、韓国販売代理店側に知財マインドに期待ができない以上、契約が遵守されているか定期的にチェックする体制をとる必要がある。

● 連絡事務所形態

● この形態における主な知財問題の整理

- 連絡事務所が主に行う業務は、本社との業務連絡、現地市場調査および報告、模倣品の発見、広告、宣伝、各種情報収集・提供など、その事業遂行上の予備的で補助的な性格の業務である。そのため、この形態における知的財産上の問題は、主に、模倣品や現地の知的財産関連情報の収集となる。

● この形態で行うべき知財経営の在り方、確立すべき体制

- この形態においては、実際に製品を製造、販売するわけではないので、必要な知財経営は、限定的となる。この形態で必要な知財経営は、模倣品のモニタリング、知的財産権に関する顧客の要求事項、知的財産に関する競合他社の状況、韓国政府の動向など、知的財産に関する情報を収集して、これを日本本社に報告する体制を整えるべきである。
- そのため、他の業務との兼任でもかまわないので、少なくとも、知的財産について多少の知識を持った者を担当者として置くべきである。

● 支店形態

● この形態における主な知財問題の整理

- 支店の形態における知的財産の問題は、前に説明した連絡事務所における問題、すなわち、模倣品や知的財産に関する現地情報の収集を含むこととなる。
- その上で、支店による形態においては、商品を韓国内において製造したり、積極的に販売したりすることになるので、①自社の営業秘密等、知的財産が他社に漏えいする危険性が大きくなる、②競合他社が自社の知的財産を侵害したり、逆に競合他社から知的財産権侵害に関連する警告を受けたりする等、知財紛争リスクが高くなる、③製品を韓国内の顧客に販売するに当たり、サンプル提供に対する秘密保持契約や、ライセンス契約などの問題が生じることとなる。

● この形態で行うべき知財経営の在り方、確立すべき体制

- ①模倣品や制度等、韓国現地での情報収集、日本本社への連絡、②営業秘密等知的財産に関する情報の管理、漏えい防止、③権利侵害の状況、警告を受けた場合の初期対応、④秘密保持契約やライセンス契約等、知的財産に関する契約についての一般的なビジネス上のサポート等については、可能な限り体制を構築しなければならない。
- 体制の構築に当たっては、当該支店の規模や扱う製品の性格、数量等に左右されるものの、知的財産を主として担当する専門家を育成、配置することが望ましい。また、そのような人材が確保できない場合であっても、少なくとも、知的財産に関する一定の教育を受けた者を担当者として置き、知的財産に関する情報収集、窓口を一本化しておくべきである。

● OEM形態

● この形態における主な知財問題の整理

- OEMを通じて製品を委託生産する場合には、OEM業社に商標のような知財権の使用権(ライセンス)を与えることが一般的であるが、委託生産を依頼しない製品にまで勝手に商標を使用する問題が起こることがある。
- また、一般的にOEMは、日本本社の高い商標価値を利用して現地で比較的廉価に製品を生産するために主に利用される方式であるので、韓国現地で生産された製品の品質が低く購買者に不満を引き起こすこととなれば、結果的OEMを委託した企業に多くの被害を及ぼすという問題が起こり得る。

● この形態で行うべき知財経営の在り方、確立すべき体制

- この形態においては、前に説明した販売代理店で取った体制を基本的に含むが、自社ブランドとして販売することとなるので、知的財産に関する相手方との契約、契約の順守について、より管理を強化する体制を構築しなければならない。

● 直接R&D形態

● この形態における主な知財問題の整理

- この形態の場合、他の韓国への進出形態とは異なり、韓国内において知的財産を創出することになるため、知的財産創出のリーディング、効率的な創出支援等が必要となる。
- また、特に韓国市場に向けたローカライズ等の研究開発を行う場合、それに合わせた知的財産ポートフォリオの作成、韓国内での知的財産の権利化、メンテナンス、他社とのライセンス、他社の権利侵害監視等に関する業務を行う必要がある。

● この形態で行うべき知財経営の在り方、確立すべき体制

- 研究開発において韓国現地法人が主導となって韓国市場に適した技術開発を行っている場合は、韓国現地法人において、専門部署として知財部門を設置し、知的財産の創出、権利化、メンテナンス、権利侵害の監視といった業務、知財紛争時のサポート、その他知的財産の一般管理、情報収集、日本本社の知財部門との密な連絡体制等を構築する必要がある。

● 合併投資形態

● この形態における主な知財問題の整理

- 合併会社に関する知財問題は、前に説明した支店形態及び直接R&D形態で提起した問題が全て含まれる。それ以外にも、ジョイント・ベンチャーで事業を展開するためには、日本企業が保有している技術や営業上の情報を、韓国のパートナー企業に提供するため、営業秘密や関連技術が外部に流出しないように注意しなければならない。
- さらに、合作会社で知財権を獲得する際、誰の所有にするか(すなわち、合併会社所有か、各パートナー社共有かなど)、及び合併終了時の権利帰属を如何にするかが問題となる。

● この形態で行うべき知財経営の在り方、確立すべき体制

- この形態においては、支店形態及び直接R&D形態で取った体制を基本的に含み、専門の知財部門を構築し、積極的に知財経営を行うべきであるが、日本企業が保有している技術や営業上の情報を韓国のパートナー企業に提供するため、合併会社またはパートナー社から営業秘密や関連技術が外部に流出しないようにする体制を特に意識して構築すると共に、共同で創出した知的財産の帰すうに対する明確な指針がなければならない。



● ブランド(商標)の選定

● 良いブランドの選定

- 良い商標とは何より類似するような商標が存在せず、独創性があるものでなければならない。また、記憶しやすい、なじみやすいなどなど、多数の要素がある。
- 特に商標については、当該国家の文化、言語によりその基準が大きく変わる。そのため、すでに高い認知度を得ている企業商標などを除き、日本で用いている商標をそのまま韓国で使う場合、韓国の文化および言語に適合しているか否か、現地感覚で確認し、必要であれば新たな良い商標を開発すべきである。

● 日本で使用するブランドを韓国で使用する時の注意事項

- 日本で使用するブランドが日本語からなる場合は、その商標を韓国に出願すると同時に、それに対応する発音(称呼)を有する商標を韓国語または英語で出願する戦略が必要である。
- 韓国の他社企業が当該称呼を持つ韓国語による商標を出願する可能性があり、これに対し、韓国需要者には、日本語の発音になじみがなく、外観、称呼、観念の何れも異なるものとして、登録されてしまうおそれがあり、これを防止することが必要となる。

● ブランド管理

● 他社による不法な商標取得の防止

- 韓国に進出する多くの外国企業が、現地法人与合併するか、ライセンス契約の締結などのように相互協力する方式を好む。その際、商標ライセンス契約を結び、外国企業の商品販売を代理する現地法人等が無断でその商標を登録してしまい、その後、商標ライセンス契約を解約する事例がしばしば発生している。
- また、韓国内の商品販売に必要な商標を誰の名義で出願し、登録するかは、重要な問題である。そのため、韓国内で販売代理店の形態に進出する場合も、関連商標の出願人は、日本企業の名義で出願するべきである。仮に、事情によって販売代理店の名義で商標出願せざるを得ない場合には、商標登録後において権利者の名義変更の手続をして、商標権を取り戻す必要がある。

● 他企業のブランド調査

- 日本企業名義で商標を出願しても、必ず商標出願の前に先行商標に対する調査を行わなければならない。特に、商標出願と同時にすぐ使用を予定している商標であれば、より一層慎重な調査を行い、使用上の安全性を確認しなければならない。
- ただし、商標が他の商標と類似するか否かの判断は難しく、微妙で高度な法律的判断を伴うため、できる限り現地の商標専門の弁理士の意見を聞くことが必要である。また、商標を専門的に調査する調査会社に、自社の出願商標と同一または類似する先登録商標/先使用商標に対する調査を依頼し、安全性を検証する必要もある。

● 侵害のモニタリング

● 自社によるモニタリング

- 商標/デザインの侵害を独自にモニターする方法としては、まず特許庁に出願、公告される公報などを周期的にモニタリングしなければならない。また、新聞や雑誌、そして広報メディアなどを周期的にモニターする必要があり、関連するオフまたはオンライン上の市場現況を定期的に点検しなければならない。
- 最近、商標権侵害と関連して、主要問題は‘オープンマーケット (Open market)’ 上でなされる商標権の侵害である。オープンマーケット (Open Market) とは、一般的なショッピングモール販売方式を脱し、個人と小規模販売企業などがオンライン上で自由に商品を取り引きする‘仲介型’ インターネットショッピングモールである。

● アウトソーシング等によるモニタリング

- 社外監視システムを活用して商標権/デザイン権の侵害可否をモニターする方法としては、侵害監視専門業者や特許事務所で提供するモニタリングサービスを利用する方法がある。また、税関に登録商標を申告しておけば、権原のない輸入業者が申告された商標と同一または類似する商標が付着された商品を輸入する場合、税関では職権によって通関を保留し、その事実を商標権者に通知している。また、特許庁では司法警察と協力または単独で侵害品を周期的に取り締まるので、それらの機関に登録商標を事前申告をしておけば侵害監視が期待できる。

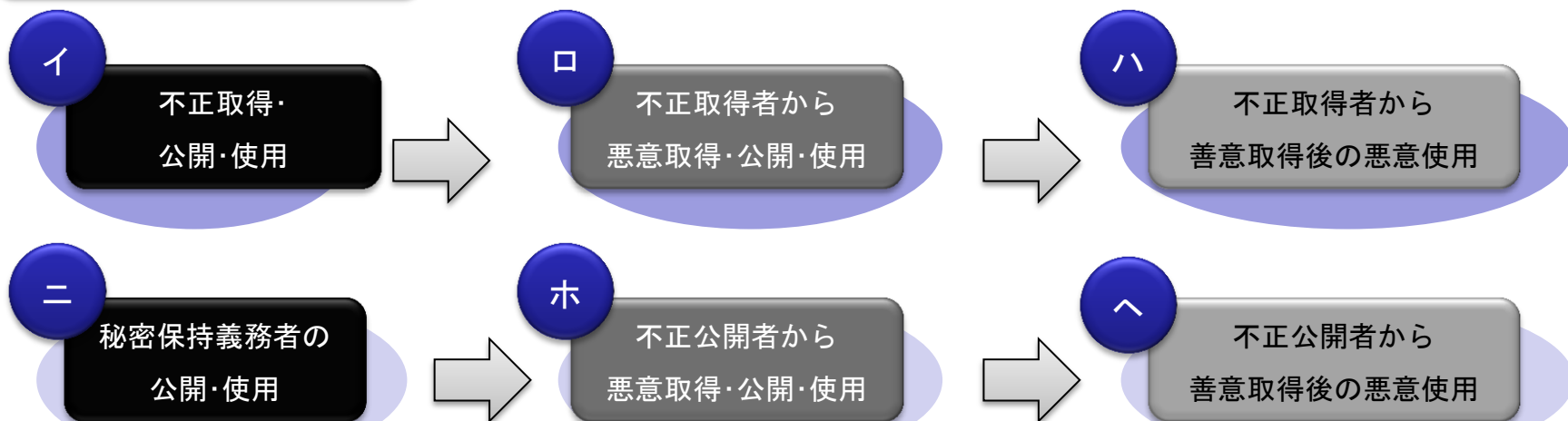
III. 営業秘密の保護及び管理

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 (営業秘密保護法)による保護

目的

- 企業の営業秘密保護を通じた健全な取引秩序の確立
- 企業の新たな技術経営情報の研究開発活動の促進

営業秘密侵害行為



イ

- 窃取、詐欺、強迫、その他不正な手段により営業秘密を取得する行為(以下“不正取得行為”という)、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは公開(秘密を保持しつつ特定人に知らせることを含む。以下同じ)する行為

ロ

- 営業秘密に対して不正取得行為が介入された事実を知って、若しくは重大な過失であることを知らずにその営業秘密を取得する行為、又はその取得した営業秘密を使用、若しくは公開する行為

ハ

- 営業秘密を取得した後にその営業秘密に対して不正取得行為が介入された事実を知って、又は重大な過失であることを知らずにその営業秘密を使用、若しくは公開する行為

ニ

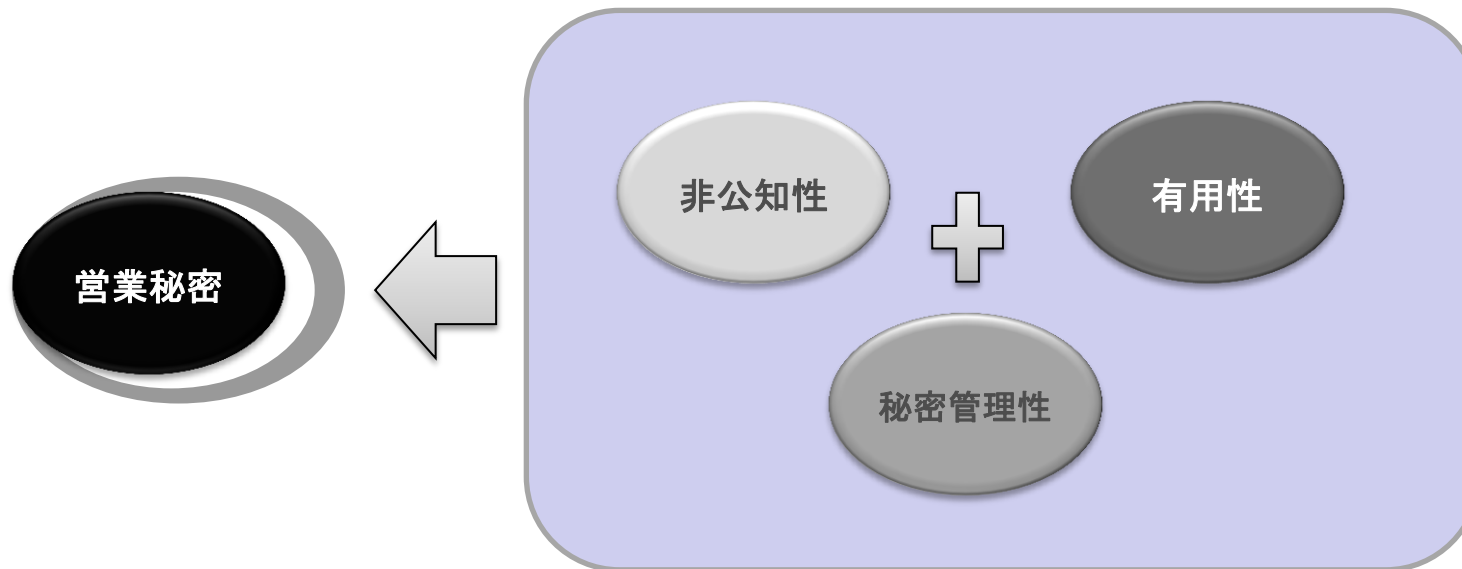
- 契約関係等によって営業秘密を秘密として保持すべき義務がある者が、不正な利益を得たりその営業秘密の保有者に損害を加える目的でその営業秘密を使用、若しくは公開する行為

ホ

- 営業秘密が上記(ニ)によって公開された事実、若しくはその公開行為が介入された事実を知って、又は重大な過失であることを知らずにその営業秘密を取得する行為、又はその取得した営業秘密を使用、若しくは公開する行為

へ

- 営業秘密を取得した後に、その営業秘密が上記(ニ)によって公開された事実、若しくはそういう公開行為が介入された事実を知って、又は重大な過失であることを知らずにその営業秘密を使用、若しくは公開する行為



- 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第2号
 - “営業秘密”とは、公然と知られておらず**(非公知性)**、独立した経済的価値を有するもの**(有用性)**であって、相当な努力によって秘密に保持**(秘密管理性)**された生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報をいう

民事的救済

- 侵害差止及び予防請求権
- 損害賠償請求権
- 信用回復請求権

刑事的救済

- 外国流出：10年以下懲役又は財産上利得額の2～10倍の罰金
- 国内流出：5年以下懲役又は財産上利得額の2～10倍の罰金
- 懲役と罰金の併科可能

善意者特例

- 善意者：営業秘密を取得するときにその営業秘密が不正に公開された事実、又は営業秘密の不正取得行為や不正公開行為が介入された事実を無重過失でその営業秘密を取得した者
- 取引によって善意者が取引において許容された範囲で営業秘密を使用したり公開する行為は非侵害

競業禁止義務契約

VS.

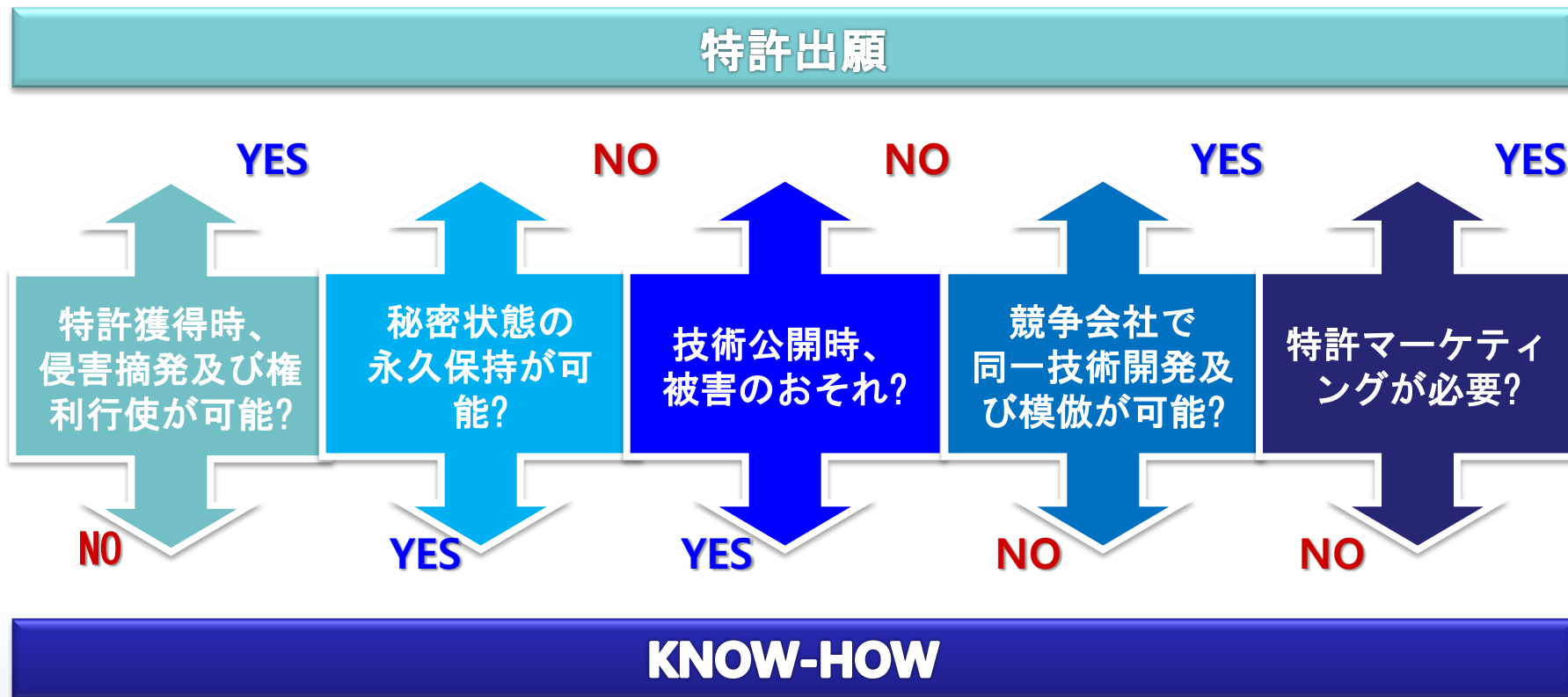
職業選択の自由

大法院判例 2009ダ82244

- 使用者と勤労者の間に競業禁止義務契約が存在するとしても、そのような契約が憲法上保障された勤労者の職業選択の自由と勤労権等を 過度に制限したり自由な競争を過度に制限する場合には民法第103条に定めた善良な風俗、その他の社会秩序に反する法律行為として無効と判示

競業禁止義務契約の有効性の判断基準

- **保護すべき価値のある使用者の利益**：‘営業秘密’に限らず、営業秘密の程度まで至らなかったとしても当該使用者のみが有している知識又は情報であって、勤労者とこれを第3者に漏洩しないと契約したこと、又は顧客関係や営業上の信用維持もこれに該当する
- **勤労者の退職前地位**
- **競業制限の期間・地域及び対象職種**：営業秘密存続期間以上は制限できない
- **勤労者に対する対価の提供有無**：対価は直接的なものに限らない
- **勤労者の退職経緯**
- **公共の利益及びその他事情等を総合的に考慮**
- **退職期間制限** - 1年未満と短くなる



但し、KNOW-HOWとして保護する場合、日付が記載された研究ノート等の内部資料が必要 (先使用权の確保)

営業秘密 vs. 特許

| | 営業秘密 | 特許 |
|-------|---------------------------------|-----------------------------|
| 保護客体 | 秘密情報 | 公開情報 |
| 権利の特徴 | 秘密保持努力に対する保護 | 公開の代価として一定期間の独占権 |
| 主体 | 多数の各自が秘密保持できる | 発明者のみに認定 |
| 対象 | 情報資料(設計図面、顧客リスト、実験データ等)、経営情報を含む | 技術的発明(自然法則を利用した高度な技術的思想の創作) |
| 保護要件 | 非公知性、経済的有用性、秘密管理性 | 産業上の利用可能性 新規性、進歩性 |
| 保護手続き | 秘密管理／登録手続きなし | 特許庁における出願・審査、登録手続きが必要 |
| 保護期間 | 秘密保持される期間(永久可能) | 出願日から20年(以降は自由に使用) |
| 侵害有無 | 第三者が独自開発すれば侵害とならない | 同一に使用すれば無条件で侵害となる |

▶ 制度的装置

- 明文化した規定の制定及び施行
 - 営業秘密を最も効果的に保護、管理するための手段
 - 保護対象、管理体系、分類及び取り扱い、従業員の義務、営業秘密管理体系及び保護場所の指定、管理記録簿の備付及び活用、出入者の統制
- 保護価値に対する判断
 - 営業秘密として管理、保護することによって得られる利益 vs. 保持管理に伴う費用＋流出時に受ける損害
 - 情報の保護のための水準及び程度のための等級決定
- 保護対象法律
 - 特許 vs. 営業秘密
 - 物品の分解・組立が容易、逆設計による技術情報の漏出→ 特許権保護が有利

▶ 人的管理

- 大部分の営業秘密侵害事例は従業員によるものである
 - 入社時から退職後の一定期間まで管理

- 従業員の入社時（雇用契約）
 - 採用時点から営業秘密に対する保護意識を持って営業秘密を管理できるように教育
 - 研究開発部署及び営業秘密管理職員に対する特別な管理が必要
 - 営業秘密遵守誓約書、転職及び退職時に使用、公開禁止及び競業禁止誓約書の徴求
 - 転職による採用時、営業秘密侵害による提訴がないように備える

- 在職中
 - 持続的な営業秘密保安教育を実施
 - 人事異動、業務の引き継ぎ時に記録を保持して営業秘密紛争の発生に構える

- 退職時
 - 退職職員に営業秘密侵害行為に対する規定の説明及び営業秘密書類など一切返納
 - 競争関係にある同種業界への就業時、事前に営業秘密保護に関する事項を転職会社に告知

▶ 物理的措置

○ 統制区域の設定

- 営業秘密として分類した情報は一般情報と分離して管理
- 研究開発部署と営業秘密保管場所に対しては一般職員及び外部の人間の接近を禁止
- 出入名簿の備付、先端監視装備の設置、常時出入者誓約書の徴求、一時的な出入者の出入台帳の備付

○ コンピュータの管理

- 営業秘密が保存されたコンピュータに対するアクセスの最小化(パスワード等)
- 研究開発部署及び営業秘密保存コンピュータは外部通信網に連結せず、連結時にはファイアーウォールを設置

○ 通信保安

- 営業秘密と関連した事項は、電話、インターネット、ファックス等の盗聴の恐れがあるため使用を自制
- 暗号化等の加工を通じてのみ営業秘密保安教育を実施
- 人事異動、業務の引き継ぎ時に記録を保持して営業秘密紛争の発生に構える

○ 書類等の管理

- 1) 書類が営業秘密に属するという認識票、2) 管理責任者の指定、件毎に管理番号の付与及び閲覧者の記録、3) 記録物の総ページ及び一連番号の付与(分離、離脱の防止)、4) 営業秘密関連書類の搬出禁止

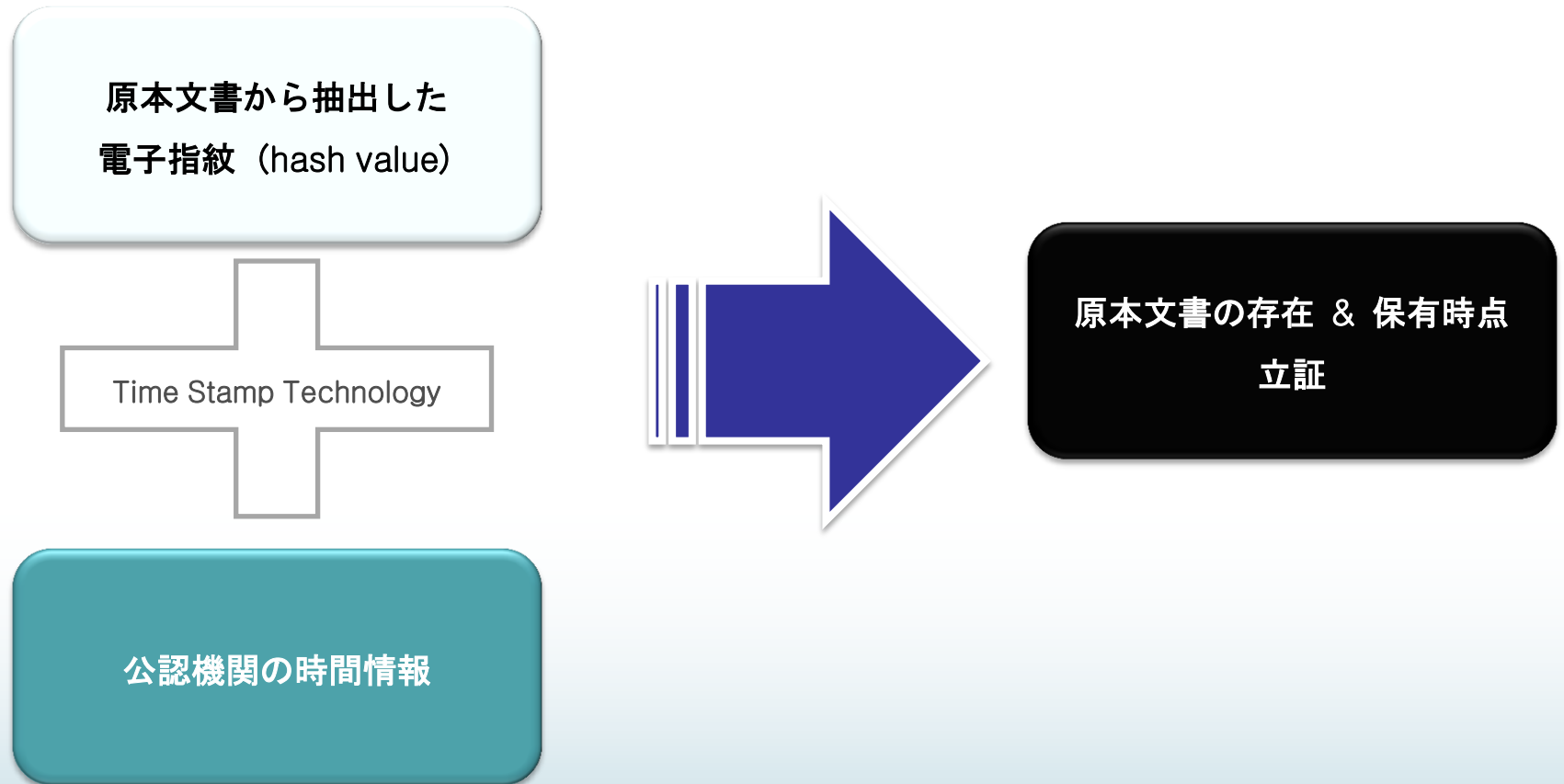
▶ 産業スパイからの営業秘密保護

- 元・現職従業員による流出
 - 産業技術流出の大多数を占める類型
 - 競争会社への就業、ベンチャー企業の起業等の個人営利を目的とした技術資料を流出
 - 重要営業秘密は適正等級に分類した後、特別に管理する等の積極的な努力があつてこそ保護できる

- 競争企業の核心人材スカウトによる流出
 - 特定企業が金銭的な補償や高位職採用を約束する方法で誘惑
 - 職員採用、退職又は重要プロジェクト参加時に「誓約書」徴求

- コンサルティング及び技術諮問会社による流出
 - 技術諮問のために資料を積極的に提出することにより発生
 - 契約書に営業秘密保護内容を含ませ、資料提供時に事前に保安性を綿密に検討

- 誘致科学者、技術研修生等による技術流出
 - 先端技術の伝授、共同研究開発等を目的として技術協力が増加
 - 雇用契約時に保安遵守義務と研究成果物に対する所有権を明確にし、契約満了時に成果物を回収



営業秘密保護センター

<http://www.tradeseecret.or.kr>

特徴

- 公共機関サービス
- 電子指紋と公認時間情報を利用
- 原本の提出が不要
- 多様な電子ファイル支援 - ハングル、MSワード、イメージ、動画など
- 時間と場所の制約なし - インターネットアクセス可能

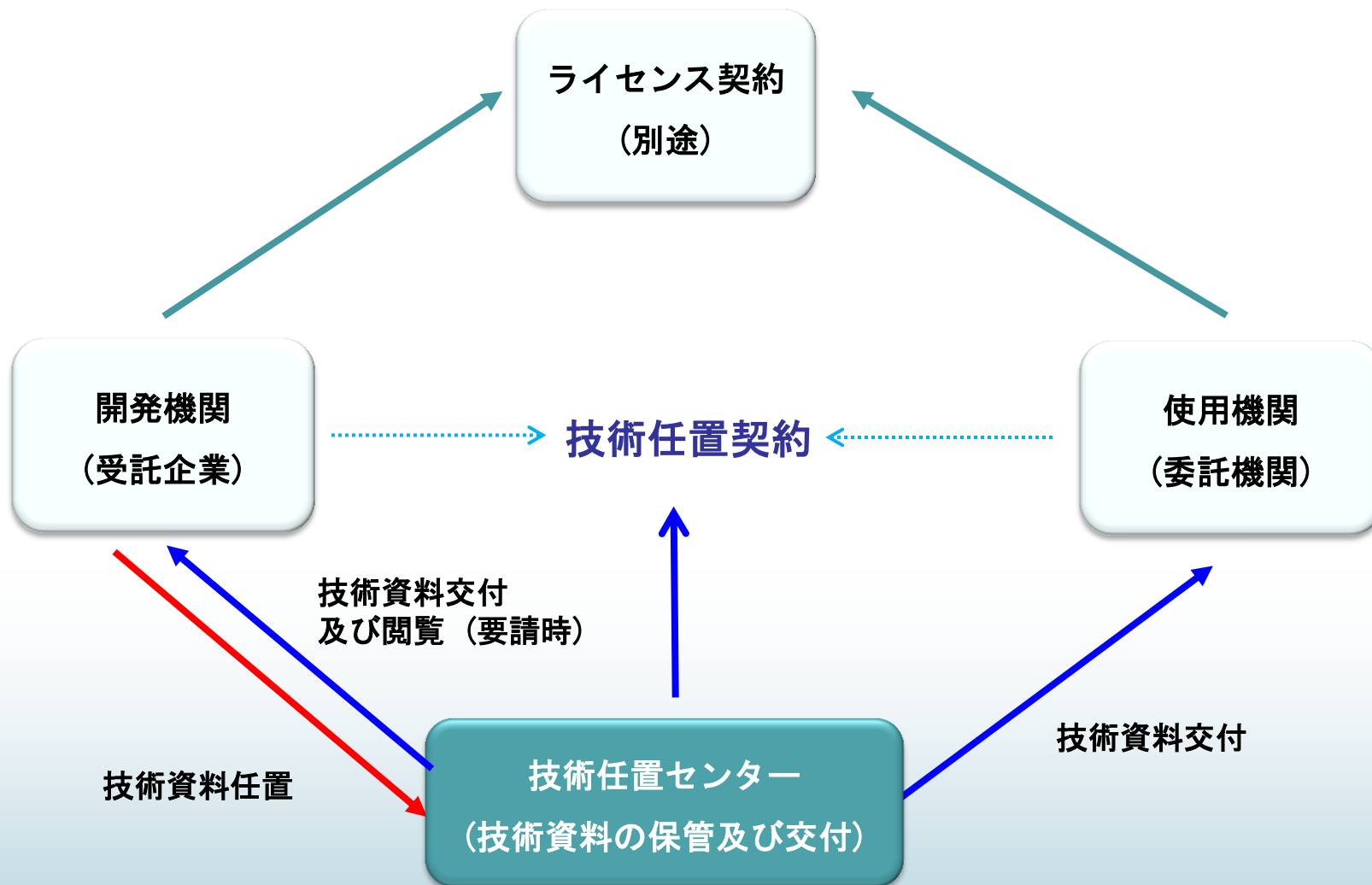
サービス及び料金

原本登録

- 基本10,000ウォン/件（新規登録時）
- 維持3,000ウォン/件、年（保管期間満了前に賦課及び納付）
- 維持9,000ウォン/件、年（追納期間：6ヶ月）
- サイト方式割引率適用可能
- 追納期間経過後は原本（電子指紋）登録資料を廃棄

原本検証

- オンライン原本検証：無料
- 提出用原本検証書発給：30,000ウォン/件



大・中小企業協力財団

<http://www.kescrow.or.kr>

特徴

- ・ 取引関係にある大企業と中小企業が一定の条件下で互いに合意して核心技術資料を任置機関に保管しておく制度(大・中小企業共生協力促進に関する法律第24条の2(技術資料任置制度))
- ・ 開発技術の効率的な保護 - 技術資料の流出時、開発企業(中小企業)の技術開発事実を立証
- ・ 保険的効果 - 使用企業(大企業)は開発企業の破産、廃業時、任置物を利用して安全な維持補修可能
- ・ 技術滅失防止 - 技術資料のバックアップ機能を遂行して該当技術の滅失、毀損などを防止

サービス及び料金

- ・ 基本300,000ウォン/年(新規登録時)
- ・ 更新150,000ウォン/年(新規契約1年後の契約更新時に納付)
- ・ 技術検証 - 実際の検証費用
- ・ 契約編入サービス 50,000ウォン/会社(多者間の任置契約の使用人として編入)
- ・ 任置物のアップデート 50,000ウォン/回(任置物がアップデートされた場合、最新版を任置)

ありがとうございました